

厚木市道路構造基準

(目的)

第1条 この基準は、法令その他別に定めるもののほか、市が管理する道路及び管理することとなる道路の構造の道路設計に必要な共通的かつ一般的事項を定める。

(道路の区分)

第2条 道路の設計に当たっては、将来の発生交通量を予測し、次のとおり区分する。

(1) 主要道路(次に掲げる道路をいう。)

ア 都市計画道路として決定されている道路

イ 1級及び2級市道に指定されている道路

ウ ア及びイ以外の道路で、現に交通量が多い道路、若しくは今後交通量の著しい増大が予測される道路として特に認めた道路

(2) 自転車歩行者専用道路(専ら自転車及び歩行者の通行の用に供することを目的とする道路をいう。)

(3) 歩行者専用道路(専ら歩行者の通行の用に供することを目的とする道路をいう。)

(4) 山間道及び登山道(別に定める「厚木市道における山間道及び登山道の整備基準」により定義する道路をいう。)

(5) 一般市道((1)から(5)以外の道路をいう。)

(道路幅員)

第3条 道路幅員は、「厚木市道路の構造の技術的基準等を定める条例」によるもののほか、各種法令及び基準により求められる幅員とする。

(法敷)

第4条 道路の法敷には、崩壊防止のため擁壁等必要な措置を講じるものとする。

(境界部の処理)

第5条 民地との境界部の構造は、原則コンクリート構造とする。

(行き止まりとなる道路の制限)

第6条 道路は、行き止まりとしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 行き止まり先が公園又は広場等公共の用に供する空地に接する場合
- (2) 行き止まり先の隣接地にその道路を延長して他の道路、公園又は広場等公共の用に供する空地に接する場合又は必要とされる場合
- (3) 延長が 35 メートル以下の場合
- (4) 延長が 50 メートル以下の場合で、終端に転回広場が設けられている場合
- (5) 延長が 50 メートルを超える場合で、終端及び概ね 35 メートル以内ごとに転回広場が設けられている場合
- (6) 既存袋路状道路に接続する場合で、新設する道路に次の転回広場が設けられている場合
 - ア 新設する道路の延長（転回広場は除く。）が 35 メートル以下で、終端に設けられている場合
 - イ 新設する道路の延長（転回広場は除く。）が 35 メートルを超え、終端及び終端から 35 メートル以内ごとに設けられている場合
- (7) 道路の幅員が 6 メートル以上である場合

2 転回広場を設ける場合は、指定の転回プレート標を設置するものとする。
 （道路に設ける階段の制限）

第 7 条 道路は、階段状としてはならない。ただし、その構造が次の各号のいずれにも該当する場合で、通行及び避難する上で支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 階段は、勾配 50 パーセント、けあげ高 15 センチメートル、踏み幅 30 センチメートルを標準とし、高さ 3 メートル以内ごとに踏み幅 1.2 メートル以上の踊場を有していること。ただし、斜路付階段においては、踏み幅 60 センチメートルを標準とする。
 - (2) 階段の両側に二段手摺を設けていること。
 - (3) 階段幅に応じ、中央に二段手摺を設けていること。
 - (4) 階段上部に強固な車止め柵を設けていること。
 - (5) 道路の延長方向において階段と接続する道路は、その延長 10 メートル以内の縦断^{こつ}勾配が 4 パーセント以下であり、階段接続部に転回広場を有していること。
 - (6) 階段は、強固なセメントコンクリート構造であること。
- （道路線形）

第 8 条 一般市道にやむを得ず曲線以外の屈曲部を設ける場合は、その角度を

90°以上とし、隅切りを除いた直線区間を最低6メートル以上確保するものとする。

(新設される道路の交差角)

第9条 新たに設置される道路と接続する道路との交差角は直角を原則とするが、地形上やむを得ないと認められる場合は、道路の幅員に応じて次表に掲げる値まで緩和することができる。また、この場合に適用となる道路の区間は、接続点から6メートルとする。

新たに設置される道路の最少幅員	交差角
4.0メートル	90°
4.5メートル	85°
5.0メートル	80°
6.0メートル	75°

(隅切り)

第10条 主要道路及び一般市道が同一平面で相互に交差又は接続する箇所の街角は、斜長が3メートル以上となるようにせん除しなければならない。また、交差角が120度に満たない屈曲部についても同様とする。ただし、他の法令等により設置されたものについてはこの限りでない。

2 地形等やむを得ない理由により両側に隅切りを設けられない場合は、斜長を4.5メートル以上とすることにより、片側隅切りとすることができる。ただし、鈍角側に設けることはできない。

3 歩道付き道路と交差する場合は、別に協議するものとする。

(縦断勾配)

第11条 新たに設置される道路の縦断勾配は、9パーセント以下でなければならない。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合は12パーセント以下とすることができる。

2 交差点部及び交差点前後6メートルの区間の縦断勾配は2.5パーセント以下の緩勾配とする。

3 縦断勾配の最小値は0.3パーセントとする。

(縦断曲線)

第12条 縦断勾配が変化する箇所には、縦断曲線を設けなければならない。ただし、一般市道において縦断勾配の代数差の絶対値が3%以下の場合は縦断

曲線を省略することができる。

(横断^{こう}勾配)

第13条 車道部における横断^{こう}勾配は、アスファルト舗装及びセメントコンクリート舗装の場合は1.5パーセント以上2パーセント以下とし、その他の場合は3パーセント以上5パーセント以下とする。

(2) 歩道部における横断^{こう}勾配は、透水性舗装の場合は1.0パーセント、その他の場合は2.0パーセントとする。

(合成勾配)

第14条 隅切り部の合成勾配は、0.3パーセント以上12.0パーセント以下とする。

(舗装)

第15条 一般市道における車道の舗装は、原則としてアスファルト舗装とし、次表を標準とする。それ以外の道路については別に協議するものとする。

種類		アスファルト舗装	コンクリート舗装
表層		t=5cm (再生密粒度)	t=15cm (4.4MpaJIS呼び強度36) 鉄網D6 150×150
路盤	上層路盤	t=10cm (RM-40)	t=20cm (RM-40)
	下層路盤	t=15cm (RC-40)	

第16条 縦断^{じゅう}勾配が9パーセント以上となる区間については、セメントコンクリート舗装又はアスファルト密粒度ギャップ(改質アスファルト型)舗装とする。ただし、ギャップ舗装とする場合は、その適用可能な縦断勾配を12パーセント以下とし、管理上支障がないよう、その施工範囲等について別に協議するものとする。

第17条 歩道の舗装は、原則として透水性アスファルト舗装とし、次表を標準とする。

種類		標準部	切下げ部	
			普通車の場合	大型車の場合
透水性 アスファルト舗装	表層	t= 4 cm (開粒度)	t= 5 cm (開粒度)	透水性舗装 を用いない
	路盤	t=10cm (RC - 40)	t=20cm (RC - 40)	
	フィルター層	t=10cm (RC - 10)	t=10cm (RC - 10)	
密粒度 アスファルト舗装	表層	t= 3 cm (再生密粒度)	t= 5 cm (再生密粒度)	t= 5 cm (再生密粒度)
	基層			t= 5 cm (再生密粒度)
	路盤	t=10cm (RC - 40)	t=20cm (RC - 40)	t=30cm (RC - 40)
コンクリート舗装	コンクリート 舗装版	t= 7 cm (ck=18N/mm ²)	t=10cm (4.4MpaJIS呼び強度36) 鉄網 D6 150 × 150	t=15cm (4.4MpaJIS呼び強度36) 鉄網 D6 150 × 150
	路盤	t=10cm (RC - 40)	t=20cm (RC - 40)	t=30cm (RC - 40)

(歩道)

第18条 歩道の形態は、次のとおりとする。

(1) 歩道の形式については、次表を標準とする。

形式	歩道面と車道面との関係	歩道面と縁石 天端との関係	区画する工作物
マウントアップ	歩道面が高い(高さ 20(15)cm)	同一の高さ	縁石 (歩車道境界ブ ック)
セミフラット	歩道面が高い(高さ 5cm)	歩道面が低い	
フラット (やむを得ない 場合)	同一の高さ	歩道面が低い	
			柵その他これに類 する工作物

(2) 歩道巻込部の構造は、別に協議するものとする。

(3) 歩道の巻込部及び横断歩道箇所には、視覚障害者誘導用ブロックを必要に応じて敷設するものとする。その場合は、「道路の移動円滑化整備ガイドライン」を参考とする。

(歩道切下げ)

第19条 車庫等への乗り入れを目的とした切下げ部をやむを得ず設置する場合は、歩行者保護の観点から、安全に十分配慮しなければならない。

2 切下げ幅については、次表のとおりとする。

用途	認められる幅
個人住宅	4.2メートル
個人住宅以外（店舗、集合住宅等）	6.0メートル
大型車の利用	軌跡図により求められる必要幅。ただし、普通自動車（特殊車両以外）における最大値は12メートルとする。

3 切下げ箇所は、1敷地につき1箇所とする。ただし、次に掲げる施設についてのみ安全に配慮した上で2箇所とすることができる。ただし、その場合は、切下げ幅以上の間隔を確保するものとする。

ア ガソリンスタンド及びそれに準ずる施設。

イ 次のいずれの条件も満たしていると認められる施設。

(ア) 敷地内に複数の駐車可能なスペースがある。

(イ) 敷地内に転回可能なスペースがある。

(ウ) 不特定多数の車両が頻繁に出入りすることが認められる。

4 大型商業施設等、周辺の交通に対して特に配慮が必要と認められる場合は、別に協議の上、前項までの規定によらず設置を認めることができる。

(排水施設)

第20条 道路側溝の構造は、L型側溝若しくは2次製品のスリット型側溝を標準とする。なお、呼び径は原則300ミリメートル以上とする。

2 道路側溝は、道路の両側に設置すること。ただし、幅員が5メートル未満の道路にあっては、片側側溝とすることができる。

3 歩道と車道が分離されていない道路における道路側溝は、道路の側端部に設置することを原則とする。

(構造物の設計荷重)

第21条 橋梁以外の道路構造物の設計荷重は原則として車道部においてはT - 25、歩道標準部についてはT - 6とする。

(埋戻し)

第22条 道路における埋戻し材は砕石とすること。ただし、適正な試験等を実施し環境及び構造上問題がないと認められる場合は、良質土もしくは改良土とすることができる。

(山間部等)

第23条 山間部及び登山道の構造については、別に定める「厚木市道における山間道及び登山道の整備基準」によるものとする。

(占用物件)

第24条 電柱等交通障害となる占用物件は、原則として道路敷内に設置してはならない。

第25条 工事完成後、道路占用物件となる埋設物の設置については、別に協議するものとする。

(余地)

第26条 道路用地に余地が生じる場合は、防草対策を講じるとともに、雨水が滞留しないよう適切な処置を講じなければならない。

(交通安全施設等)

第27条 次の各号のいずれかに該当する場合は、交通の状況、景観等を考慮し車両用防護柵を設置するものとする。

(1) 道路面より1メートル以上低い崖地(自然法、人工法擁壁等)を生ずる区間(ただし、崖地の状況を考慮し、安全と認められる場合はこの限りでない。)

(2) 歩道を有する道路で半径100メートル以内の曲線の区間

(3) その他必要と認められる区間

2 歩行者が転落した場合に危険が予想される区間には、必要に応じ転落防止柵を設置するものとする。

第28条 路面表示及び区画線等を設置する場合は、警察とも協議するものとする。

る。

第29条 道路交通安全上特に必要と認められる地点には、道路照明灯、道路反射鏡、視線誘導標、車止め等の交通安全施設を適正に設置するものとする。
(境界の明示等)

第30条 市が管理することとなる道路には、官地と民地との境界を明確にするため、別に定める道路境界標の埋設方法及び道路確定図の作成方法により、指定する道路境界標を埋設し、道路境界確定図、座標一覧表等を作成し提出するものとする。

(適用除外)

第31条 補修、修繕、改良等において、道路を適正に管理する上でやむを得ないと認められる場合は、本基準を適用しないことができる。

附 則

この基準は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。